

## 【 総合補償制度について 】

弊社では、日昇レンタル所有の車両や機械をご利用いただくにあたりレンタル中に急激かつ、偶然な外来の事故により、破損・盗難された場合に発生するお客様の損害賠償金を軽減できるよう、車両補償・動産補償・賠償責任補償の総合補償制度を設けております。但し、以下の項目により発生した損害等については、補償の対象外となりますので、ご確認いただきご注意願います。

### ★ 補償料・免責内容 ★

対象機械	1日の補償料	免責金額
ダンプカー・平ボディ車	500円	10万円
ライトバン・軽トラック等		
クレーン付きトラック		
高所作業車	600円	
上記以外の対象機械	800円	
	10～600円	5千円～30万円

※ 上記の車両には、損害保険会社の定められた規定による任意保険も含まれています。

注) 補償額は時価額となり、損傷額が時価額を超えた金額、又は免責以下の損害額はおお客様のご負担となります。

### ◆ 共通して対象とならない損害 ◆

1. 補償制度に加入されていない場合。
2. 無断で転貸し、発生した損害。
3. 常識的な始業点検を怠ったことによる損害。(作動油・オイル・冷却水・安全装置等。)
4. 期間を無断で延滞して使用されて起きた事故。
5. 地震・噴火・津波による事故、台風・洪水・高潮によって生じた損害。
6. 戦争・革命・内乱等、これらに類似する事変による損害。
7. 被補償者の故意、又は重大な法令違反によって生じた損害。
8. 置き忘れ・紛失・詐欺又は横領等、重過失による事故。
9. 使用人等の不正行為による事故。(無資格・無免許・酒酔い・麻薬等。)
10. 電氣的・機械的・事故による損害。(エンジン・モーターの焼付き等。)
11. 本来の使用方法以外による損害・機械の能力を超える扱いによる損害。
12. 損害の確認出来ない事故。(修理完了後の事故報告等。)
13. 部分的な部品などの盗難。(タイヤ・バッテリー・ナンバープレート等。)
14. 凍結による損害(凍結によりスリップ事故は除く)
15. 警察への届けの無い、又警察に受理されない盗難事故。

※ 事故発生時の連絡が遅延した場合は補償が受けられない場合があります。

※ 盗難事故については警察への届出、焼損事故については、リ災証明が必要です。

### 車両補償の対象とならない損害

- ・ クレーン付車・高所作業車のブームやアウトリガーを定位置に格納しない事により発生した損害。
- ・ 機械の能力を超えた使用による損害(用途以外の使用・クレーンの吊上げ重量制限を超えた等)
- ・ 過積載による事故や、パンクによるタイヤの単独損害。
- ・ 不適当な管理状況での盗難による損害。(鍵を付けたままでの放置等。)
- ・ タイヤ等消耗品、管球類(ライト等)、荷台及びあおりの損害。
- ・ トランスミッション(変速機)、クラッチ板等の摩耗焼付による単体の損害。
- ・ 許容重量を超えた作業や、高所作業車で鉄骨等を押さえる・支える等の作業で生じた損害。
- ・ 取扱説明書等によらず、作業者が独自に判断した結果生じた損害・事故等。
- ・ 欠陥・摩耗・腐食・さび・かび・虫食い・その他自然の消耗による損害。
- ・ 廻送費用・入れ替え費用及び転落事故等による車両の引き上げ費用。
- ・ 塗料、生コン、アスファルトの付着等の汚損、溶接等の火花による損害。
- ・ 軟弱地盤でのアウトリガージャッキ下に敷板を使用しなかったことによる損害。
- ・ 高さ制限を超えた事故。

### 動産補償の対象とならない損害

- ・ バケツ、ツース等消耗品や管球類(ライト等)の損害
- ・ 欠陥・摩耗・腐食・さび・かび・虫食い・その他自然の消耗による損害。
- ・ 塗料、生コン、アスファルトの付着等の汚損、溶接等の火花による損害
- ・ 燃料の種類及び混合比を間違えた事による、エンジンの焼付け損害
- ・ 置き忘れ、紛失による損害
- ・ ガラス・ゴムクローラー・ゴムベルト・タイヤの単独破損。
- ・ 船上作業、海上・トンネル・解体工事、砕石作業の事故(船上、海上工事以外、盗難は対応可能)
- ・ 廻送費用・入れ替え費用及び転落事故等により機械の引き上げ費用(クレーン代等)
- ・ 危険行為による損害(事故が予想できる行為)
- ・ 消耗品(ノミ・ブレード等)の破損による損害
- ・ 修理・点検・加工・清掃等の作業中の損害
- ・ 当然考えられる処置を取らずに引き起こされた汚損(吹付け作業による塗料・モルタル等の付着)
- ・ レンタル機械の故障により生じた2次の損害
- ・ 運送中の単純被曲損(荷崩れ等)
- ・ 破損等を連絡なく放置して使用した場合
- ・ 潮風や海の波しぶき等の塩害による錆損害

### 賠償責任補償の対象とならない損害

- ・ 賠償責任補償にて取り決めている賠償額を超える分の損害
- ・ 事故を起こした人と死傷した被害者が、父母・配偶者・同居の親族・会社同僚の場合
- ・ 加入者の会社が所有・使用・管理する財物に生じた損害
- ・ 同じ現場に従事する他社の財物を破損した場合(他社の自動車を破損した等)
- ・ お客様の請け負っている工事対象物そのものの損害(建築中の建物を破損した等)
- ・ お客様が元請会社から工事を行う上で支給された資材等に与えた損害
- ・ 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う、土地の沈下・隆起・移動・振動または土砂崩れによる土地の工作物(収用物等含む)、植物及び土地の損害について負担する損害賠償責任
- ・ 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う、土地の軟弱化又は土砂の流出による地上の構築物、その収用物もしくは土地の損壊について負担する損害賠償責任
- ・ ナンバープレートが付いていない建設機械等での公道自走中の事故